

「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」 ～第4章「施策の展開」部分～

基本施策と取り組み・事業について
(教育・保育部会)

令和元年7月29日

▼第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)での基本方針

令和元年度第1回「松山市子ども・子育て会議」にて、「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」(以下、「第2期計画(案)」という。)での基本方針を下表の9つに決定。

第2期計画(案)の第4章では、第1期計画と同様に、9つの基本方針の中に、各推進施策を設定して、取り組みや事業を展開する。

基本方針	項目
1	幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
2	地域での子育て支援の充実
3	妊娠・出産期からの切れ目のない支援
4	子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備
5	子育てを支援する生活環境の整備
6	職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進
7	子どもの安全の確保
8	専門的な知識及び技術を要する支援の推進
9	子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

▼第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)での推進施策の設定

第1期計画と同様に各基本方針の基に、推進施策を設定する。

「取り組み・事業」については、各担当部会で審議し、推進施策の項目名及び各項目の説明に関する記載内容の検討も、該当部会が行う。

【対応方針(案)】

→第1期計画での設定を継続し、当該部会部分に関しては、下記の事務局(案)のとおりでよい。

＜事務局案＞

基本方針1: 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

【1-1】 <u>幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実</u>	教育・保育部会
-----------------------------------	---------

基本方針2: 地域での子育て支援の充実

【2-1】 <u>地域での子育て支援サービスの充実</u>	教育・保育部会
【2-2】 <u>保育サービスの充実</u>	教育・保育部会
【2-3】 児童の健全育成	地域子育て部会
【2-4】 公共施設等の活用や世代間交流の促進	地域子育て部会

基本方針3: 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

【3-1】 子どもや母親の健康の確保	地域子育て部会
【3-2】 「食育」の推進	地域子育て部会
【3-3】 思春期保健対策の充実	地域子育て部会
【3-4】 小児救急医療の充実	地域子育て部会

基本方針4: 子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

【4-1】 次代の親の育成	地域子育て部会
【4-2】 <u>子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備</u>	<u>教育・保育部会</u>
【4-3】 家庭や地域の教育力の向上	地域子育て部会
【4-4】 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	地域子育て部会

基本方針5: 子育てを支援する生活環境の整備

【5-1】 良質な住宅の確保	地域子育て部会
【5-2】 良好な居住環境の確保	地域子育て部会
【5-3】 安全な交通環境の整備	地域子育て部会
【5-4】 安心して外出できる環境の整備	地域子育て部会
【5-5】 安全・安心まちづくりの推進	地域子育て部会

基本方針6: 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【6-1】 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	地域子育て部会
【6-2】 仕事と子育ての両立の推進	地域子育て部会

基本方針7: 子どもの安全の確保

【7-1】 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	地域子育て部会
【7-2】 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	地域子育て部会
【7-3】 子どもを災害から守るための活動の推進	教育・保育部会

基本方針8: 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

【8-1】 児童虐待防止対策の充実	地域子育て部会
【8-2】 ひとり親家庭の自立支援の推進	地域子育て部会
【8-3】 障がい児施策の充実	地域子育て部会

基本方針9: 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

【9-1】 経済的な支援の推進	地域子育て部会
-----------------	---------



▼推進施策に関する説明内容

各部会で検討する推進施策の説明に関する記載内容を、以下のとおり、第2期計画(案)のものに設定する。

【対応方針(案)】

→第1期計画での記載内容を継承し、一部文言を修正した上で、当該部会部分に関しては、下記の事務局(案)のとおりでよい。

<事務局案>

基本方針1: 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

推進施策【1-1】 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

第1期計画	第2期計画(案)
子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育環境の整備を図ります。	子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた、 幼児 教育 及び 保育の環境を 整えます 。

～変更理由～

教育部分のうち「幼児期」であることを明確化し、待機児童が生じず、整備が不要な区域もあり、ニーズ量に応じた保育定員の確保を目指すため。

基本方針2:地域での子育て支援の充実

推進施策【2-1】 地域での子育て支援サービスの充実

第1期計画	第2期計画(案)
すべての子育て家庭への支援を行うため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。	すべての子育て家庭への支援を行うため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

～変更理由～

第1期計画から変更なし

推進施策【2-2】 保育サービスの充実

第1期計画	第2期計画(案)
施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。	施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外にも、 <u>多様なニーズに応じた、利用しやすい</u> 休日保育、夜間保育等の <u>様々な保育サービスの充実</u> を推進します。

～変更理由～

「多様な保育需要」を「多様なニーズ」に改め、様々な保育サービスがあることを分かりやすく表現するため。

基本方針4:子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

推進施策【4-2】 子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備

第1期計画	第2期計画(案)
すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。	すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。

～変更理由～

第1期計画から変更なし

基本方針7:子どもの安全の確保

推進施策【7-3】 子どもを災害から守るための活動の推進

第1期計画	第2期計画(案)
災害発生時や緊急及び非常時に対応できるよう、職員の養成等を行う事業を推進します。	地震や豪雨などの 災害発生時や緊急及び非常時に対応できるよう、職員の養成等を行う事業を推進します。

～変更理由～

災害の種別を具体的に追加。



▼第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)第4章に掲載する「取り組み・事業」

令和元年度第1回教育・保育部会でお示した素案に対し、各委員からのご意見や、事務局で再度内容を検討した結果(令和元年度第1回教育・保育部会からの主な変更箇所はP11～P16参照)、第2期計画(案)に掲載する「取り組み・事業」をP19～P35のとおりとする。

【対応方針(案)】

→各委員からのご意見を踏まえ、当該部会部分に関しては、P19～P35の事務局案のとおりでよい。

◆第2回部会からの主な変更点

【全般】

～委員意見～

・費用を全額給付するような誤解を生じさせないため、「所定の費用」「費用の一部」など表記を再考してはどうか。



～対応方針～

・下記のとおり事業概要の文言修正を行う。

(修正前)

(修正後)

該当箇所に「所定の」や「費用の一部」を追記する。

【2-1】 一時預かり事業

～委員意見～

・①未就園児が単発的に利用するものと、②幼稚園での教育時間終了後の預かりに大きく分けられるため、2つの文書に分けるなど、両者の特性が分かるように表記すべき。



～対応方針～

・下記のとおり事業概要の文言修正を行う。(内容を分割)

(修正前)

保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児、並びに、教育時間終了後の在園児の預かり保育について、認定こども園、幼稚園、保育所などで一時的に保育を行います。

(修正後)

主に認定こども園や保育所等で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行います。また、主に認定こども園や幼稚園で、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。

【2-2】 保育士確保支援事業

～委員意見～

- ・保育士養成校への支援と、保育所に対する補助を2つの文書に分けた方がよい。



～対応方針～

- ・下記のとおり事業概要の文言修正を行う。(内容を分割)

(修正前)

保育士養成校で資格を取得する際の費用を補助するとともに、新任保育士への職場定着研修や保育士養成校の学生等への出前講座を行うほか、清掃など保育の周辺業務を行う職員を雇用する保育所等に対して補助を行い保育士確保に努めます。今後も本事業を継続することで、保育士を確保し、質を確保した保育を実施します。

(修正後)

保育士養成校で保育士資格を取得する際の費用の一部を補助します。また、新任保育士への職場定着研修や保育士養成校の学生等への出前講座を行います。他にも、保育所等に対して、清掃など保育の周辺業務を行う職員を雇用する費用の一部を補助します。今後も本事業を継続することで、保育士を確保し、質を確保した保育を実施します。

【2-2】 産休等代替職員費補助事業

～委員意見～

・「今後も本事業を継続することで～」という表現であるが、新規掲載事業のため、「継続的に本事業を実施することで」という表現がよいかもしれない。



～対応方針～

・下記のとおり事業概要の文言修正を行う。(該当部分の削除)

(修正前)

認定こども園、保育所の職員が出産または傷病のため、長期間にわたる休暇を必要とする場合、代替職員を臨時的に任用した際の費用を補助します。今後も本事業を継続することで、代替職員の確保につなげ、保育の質を確保します。

(修正後)

認定こども園、保育所の職員が出産または傷病のため、長期間にわたる休暇を必要とする場合、代替職員を臨時的に任用した際の費用の一部を補助します。

【4-2】 危機管理マニュアルの作成(幼稚園・学校) 危機管理マニュアルの作成(公立保育所)

～委員意見～

・「幼稚園・学校」と「公立保育所」と同一項目でもあるため、統合してはどうか。また、私立施設に対する危機管理についても、追記するとよい。



～対応方針～

・下記のとおり事業概要の文言修正を行う。(内容を統一)

(修正前)

・危機管理マニュアルの作成(幼稚園・学校)
市立の各幼稚園・学校で実態に応じて作成している危機管理マニュアルについて毎年見直し・改善を行い、関係職員への周知徹底を図るなど、幼稚園・学校への不審者侵入や非常時に対する対応力の向上を図ります。

・危機管理マニュアルの作成(公立保育所)
災害などの非常に、速やかに適切な対応が行えるよう、定期的にマニュアルの見直しを行い、より実効性の高いものになるよう引き続き努めていきます。

(修正後)

災害発生時や不審者侵入などの非常時に、速やかに適切な対応が行えるよう、市立の各保育所、幼稚園、認定こども園、学校で作成しているマニュアルについて見直し・改善を行い、より実効性の高いものとし、関係職員への周知徹底を図ります。また、私立保育所、認定こども園(幼稚園型除く)等については、各園で作成しているマニュアルを監査の際に確認し、適宜指導や助言等を行います。

【8-3】 認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実

～委員意見～

・「特別支援が必要な子どもの受け入れ促進」で一文、「保護者、関係機関との連携」で一文というように、順序立てて整理すべき。



～対応方針～

・下記のとおりに事業概要の文言修正を行う。

(修正前)

研修等を通じて、障がい児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。保護者や関係機関と連携して、子どもの育ちを共に見守ります。また、「障がい児保育事業」や「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」と共に、特別な支援が必要な子どもの受け入れも促進します。

(修正後)

保護者や関係機関と連携して、**支援に当たるとともに**、研修等を通じて、障がい児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。また、「障がい児保育事業」や「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」で実施する加配保育士に対する支援も行い、特別な支援が必要な子どもの受け入れも促進します。



教育・保育部会での
審議対象となる
基本施策と取り組み・事業一覧
(第2期計画掲載(案))

●基本方針1 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

◇推進施策◇

【1-1】幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた、幼児教育及び保育の環境を整えます。

施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
認定こども園	保育・幼稚園課	就学前の子どもに関する教育・保育や地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援します。また、 <u>ニーズに応じた利用定員を確保し、施設運営に係る所定の費用を給付します。</u>	0歳～小学校就学前
幼稚園	保育・幼稚園課	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。また、新制度に移行した幼稚園の施設運営に係る <u>所定の</u> 費用を給付します。	満3歳～小学校就学前
保育所	保育・幼稚園課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、施設運営に係る <u>所定の</u> 費用を給付します。	0歳～小学校就学前

※赤字下線部分は、令和元年度第1回 松山市子ども・子育て会議教育・保育部会（令和元年度5月30日開催）からの変更箇所。
（P35まで同様。）

基本施策と取り組み・事業について

地域型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
家庭的保育 事業	保育・幼稚園課	家庭的保育者が、居宅等のさまざまなスペースで、家庭的な雰囲気のもと、少人数(5人以下)の保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)を対象に、保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る 所定 の費用を給付します。	原則として0歳～満3歳未満
小規模保育 事業	保育・幼稚園課	定員6人以上20人未満の比較的小規模で、保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)を対象に、保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る 所定 の費用を給付します。	原則として0歳～満3歳未満
居宅訪問型保育 事業	保育・幼稚園課	障がいや疾病等により集団保育が難しい、保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)の居宅にて、1対1で保育を実施します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る 所定 の費用を給付します。	原則として0歳～満3歳未満
事業所内保育 事業	保育・幼稚園課	企業などが、主に従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、従業員の子どもや地域の子どものうち、保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)を保育します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る 所定 の費用を給付します。	原則として0歳～満3歳未満

●基本方針2 地域での子育ての支援

◇推進施策◇

【2-1】地域での子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
利用者支援事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 健康づくり推進課	認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設や、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業等について、保護者のニーズに応じたサービスが <u>利用できる</u> ように相談を <u>受けるほか</u> 、子育てに関する情報提供を行います。また、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	妊娠期～小学校就学前
一時預かり事業	保育・幼稚園課	<u>主に認定こども園や保育所等で</u> 、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、 <u>一時的に保育を行います</u> 。また、 <u>主に認定こども園や幼稚園で</u> 、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。	0歳～小学校就学前
延長保育事業	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	0歳～小学校就学前
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課	新制度の給付を受ける、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等の子どもに対し、教材費や行事費などの実費負担分を補助します。また、新制度の給付を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)を利用する生活保護世帯等の子どもに対し、給食費の実費負担分を補助します。	0歳～小学校就学前

基本施策と取り組み・事業について

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
多様な事業者の 参入促進・能力 活用事業	保育・幼稚園課	地域ニーズに即した保育等の事業を充実させるため、 <u>新たに新制度の給付を受ける</u> 新規参入事業者への巡回支援を行います。 <u>また、障がい児保育事業や私学助成での支援の対象外である</u> 私立認定こども園の <u>認可外機能部分で</u> 、特別な支援が必要な子どもを受け入れている施設に対し、 <u>加配職員に係る費用の一部を支援します。</u>	子ども・子育て支援 新制度新規参入事業者、認定こども園

地域子ども・子育て支援事業以外

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
商店街保育事業	保育・幼稚園課	<u>松山市まちなか子育て・市民交流センター(てくるん)内の</u> 保育室にて、小規模保育 <u>事業</u> を実施することで、利用ニーズの高い3歳未満児の保育定員を確保 <u>します。また、</u> 日曜・祝日に一時的に児童を預かる託児事業や、毎週指定日に子育て相談事業を行います。 <u>待機児童の解消に繋げていくとともに、商店街を利用する子ども連れ世帯の利便性の向上に努めます。</u>	(小規模保育事業) 原則として 0歳～満3歳未満 (託児事業) 6か月～小学校就 学前

【2-2】保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外にも、多様なニーズに応じた、利用しやすい休日保育、夜間保育等の様々な保育サービスの充実を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
休日保育	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜・祝日に保育を行います。地域のニーズを踏まえ、必要に応じて実施施設の拡大を検討します。	0歳～小学校就学前
夜間保育	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、夜間の保育を行います。地域のニーズを踏まえ、必要に応じて実施施設の拡大を検討します。	0歳～小学校就学前
保育教諭及び保育士の研修	保育・幼稚園課	幼保連携型認定こども園や保育所等で就労する、保育教諭や保育士などの資質向上を図るため、研修会を開催します。今後も、質の高い保育を確保できるように、様々な内容の研修を実施していきます。	0歳～小学校就学前
一時預かり事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-1】参照	0歳～小学校就学前
公立保育所の民間委託	保育・幼稚園課	民間の活力によって、多様な利用者ニーズに応えとともに、今後も充実した保育を提供します。	0歳～小学校就学前
地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業	保育・幼稚園課	保育所等の補完的な役割を担う地域保育所(認可外保育施設)へ補助を行い、保育の質の維持向上や、入所児童の健康・福祉の向上に努めるとともに、一定の基準を満たした施設を「認証保育所」として、補助に加算を設け、更なる保育水準の向上に努めます。	0歳～小学校就学前

基本施策と取り組み・事業について

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
事業所内保育施設の設置推進	保育・幼稚園課	愛媛労働局の助成を受けて、事業所内保育施設を設置・運営する事業所に対し、運営費の補助を 行います 。	0歳～小学校就学前
保育園庭芝生化事業	保育・幼稚園課	保護者・子ども・地域で協働する中で、公立保育所 の 園庭に芝生を 植栽 して、地域でのよりよい子育て環境を形成するとともに、子どもの豊かな感性の醸成とコミュニケーション能力の向上を図ります。	0歳～小学校就学前
幼稚園長時間預かり保育支援事業	保育・幼稚園課	認定こども園への移行を目指し、幼稚園の長期休業日を含め、1日9時間以上開所して、預かり保育を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部等を補助します。 幼稚園での預かり保育の充実と認定こども園への移行を推進して、待機児童解消に努めます。	満3歳～小学校就学前
保育士等確保支援事業	保育・幼稚園課	保育士養成校で 保育士 資格を取得する際の費用 の一部 を補助 します 。また、新任保育士への職場定着研修や保育士養成校の学生等への出前講座を行 います 。 他にも 、保育所等に対して、清掃など保育の周辺業務を行う職員を雇用する 費用の一部 を補助します。今後も本事業を継続することで、保育士を確保し、質を確保した保育を実施します。	保育士並びに保育士を目指す者、認定こども園、保育所等の施設
待機児童対策・保育の質向上事業	保育・幼稚園課	待機児童に占める割合が高い1,2歳児について、基準を満たした上で、定員を超えて受け入れる場合や、育児休業に係る入所予約制を導入した場合に施設への支援を行うほか、配置基準以上の保育士などを配置している施設へも支援を行います。	認定こども園、保育所、地域型保育事業実施施設
産休等代替職員費補助事業	保育・幼稚園課	認定こども園、保育所の職員が出産または傷病のため、長期間にわたる休暇を必要とする場合、代替職員を臨時的に任用した際の費用 の一部 を補助します。	認定こども園(幼保連携型、保育所型)、保育所

基本施策と取り組み・事業について

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
公立保育所整備事業	保育・幼稚園課	老朽化が進む公立保育所及び認定こども園を改修し、子どもの安全・安心な保育環境の維持及び改善を図ります。 公立保育所及び認定こども園の現状に即した改修内容や優先度を検討し、改修計画を作成して、計画的に改修を行います。	<u>0歳～小学校就学前</u>

●基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

◇推進施策◇

【3-2】「食育」の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
在園児・保護者に対する食育事業	保育・幼稚園課	認定こども園、幼稚園、保育所で「食育計画」を作成し、給食会議の実施、野菜や果物の栽培・収穫体験、親子クッキング、食育に関する保育参観、アレルギー食等に関する個別相談を実施します。また、調理体験、地域の高齢者等との交流等を行うとともに、「松山市食育推進計画」に基づき関係機関と連携を図りながら食育の推進を行います。	0歳～小学校就学前
地域の子育て家庭に対する食育事業	保育・幼稚園課	「松山市食育推進計画」に基づき、地域子育て支援センターや地域等の関係機関が連携し、子育て家庭等を対象に、食に関する講習会、離乳食等食に関する情報発信、個別の栄養相談を実施します。	0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。

●基本方針4 子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

【4-2】子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
危機管理マニュアルの作成	保育・幼稚園課 学校教育課	<u>災害発生時や不審者侵入などの非常時に、速やかに適切な対応が行えるよう、市立の各保育所、幼稚園、認定こども園、学校で作成しているマニュアルについて見直し・改善を行い、より実効性の高いものとし、関係職員への周知徹底を図ります。また、私立保育所、認定こども園（幼稚園型除く）等については、各園で作成しているマニュアルを監査の際に確認し、適宜指導や助言等を行います。</u>	<u>0歳</u> ～中学生

基本施策と取り組み・事業について

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
幼保小中連携推進事業	保育・幼稚園課 学校教育課	就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実・改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	3歳～中学生
幼稚園庭芝生化事業	保育・幼稚園課	市立幼稚園全園での園庭の芝生を、保護者や地域住民と協力して維持・管理し、教育環境の整備に努めていくことによって、幼稚園を拠点とした基本的運動習慣の構築やコミュニケーション能力の向上を図ります。	満3歳～小学校就学前
松山市幼児教育研修会	保育・幼稚園課 学校教育課	市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に、園内研修会や実技研修会及び講演会を実施し、市内幼児教育関係者の資質向上と異校種間の研修交流の機会とし、市内幼児教育の充実を図ります。 また、園内研修会では会場園と連携し、助言やファシリテーター等を担い、幼小接続の進展や教育要領に沿った実践の質向上に努めます。	幼児教育関係者
松山市幼児教育連絡協議会	保育・幼稚園課 学校教育課	市立・私立幼稚園長、公立・私立保育園長、教員養成機関関係者、PTA等が松山市の幼児教育の 在り方 、市立幼稚園の在り方等について話し合い、幼児教育の充実を図ります（適宜開催）。加えて、市立幼稚園の研修内容を積極的に発信し、松山市の幼児教育の質向上に寄与します。	幼児教育関係者
保育教諭及び保育士の研修事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学前
保育園庭芝生化事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学前

●基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

◇推進施策◇

【5-4】安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を推進し、環境整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
庁内託児室 「キッズルーム」 の設置	保育・幼稚園課	子ども連れでも安心して、市役所での各種手続きをしていただくために、庁舎内託児室「キッズルーム」を設置しています。引き続き、利用しやすい環境づくりに努めます。	1歳～小学校就学前

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。

●基本方針6 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

◇推進施策◇

【6-2】仕事と子育ての両立の推進

教育・保育や児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)の充実等、仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
認定こども園【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	0歳～小学校就学前
幼稚園【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	満3歳～小学校就学前
保育所【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	0歳～小学校就学前
家庭的保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満
小規模保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満
居宅訪問型保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満

基本施策と取り組み・事業について

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
事業所内 保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満 3歳未満
事業所内 保育施設の 設置推進【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学 前

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。

●基本方針7 子どもの安全の確保

◇推進施策◇

【7-2】子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
危機管理マニュアルの作成 【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	推進施策【4-2】参照	0歳～中学生

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。

【7-3】子どもを災害から守るための活動の推進

地震や豪雨などの災害発生時や緊急及び非常時に対応できるよう、職員の養成等を行う事業を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
危機管理マニュアルの作成 【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	推進施策【4-2】参照	0歳～中学生

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。

●基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◇推進施策◇

【8-3】障がい児施策の充実

障がい児が日常生活する上での支援や、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実	保育・幼稚園課	保護者や関係機関と連携して、 <u>支援に当たるとともに</u> 、研修等を通じて、障がい児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。また、「障がい児保育事業」や「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」 <u>で実施する加配保育士に対する支援も行い</u> 、特別な支援が必要な子どもの受け入れも促進します。	0歳～小学校就学前

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。

●基本方針9 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

◇推進施策◇

【9-1】経済的な支援の推進

児童手当、児童扶養手当など、各種経済支援を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
地域保育所保育料補助事業	保育・幼稚園課	地域保育所（認可外保育施設）を利用する、18歳未満の子どもが3名以上いる世帯で、第3子以降が3歳未満の場合、世帯の所得に応じて保育料を補助します。今後も本事業を継続することで、地域保育所（認可外保育施設）を利用する多子世帯の経済的な負担の軽減を図ります。	<u>0歳～満3歳未満</u>

※推進施策名及び説明内容は地域子育て部会所管のため、変更の可能性あり。